

茨城県道路占用料徴収条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条第2項(法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、<u>県</u>が徴収する占用料の額及び徴収方法に関し必要な事項<u>並びに法第39条の2第5項(法第91条第2項において準用する場合を含む。)</u>に規定する条例で定める額を定めるものとする。</p> <p>第2条及び第3条 (略)</p> <p>(占用料の算定の特例)</p> <p>第4条 占用料を算定する場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 占用料が年額で定められているものについて、占有期間(第<u>6</u>条第2項の規定により占用料を分割納付する場合の各年度の占有期間を含む。以下同じ。)に1年未満の端数日数がある場合には、月割として計算する。この場合において、1月未満の日数は1月とする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>(占用料の額の最低額)</u></p> <p><u>第5条 法第39条の2第5項に規定する条例で定める額は、別表占用料の欄に定める金額に、同条第1項に規定する入札対象施設等</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条第2項(法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、<u>県</u>が徴収する占用料の額及び徴収方法に関し必要な事項<u>_____</u>を定めるものとする。</p> <p>第2条及び第3条 (略)</p> <p>(占用料の算定の特例)</p> <p>第4条 占用料を算定する場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 占用料が年額で定められているものについて、占有期間(第<u>5</u>条第2項の規定により占用料を分割納付する場合の各年度の占有期間を含む。以下同じ。)に1年未満の端数日数がある場合には、月割として計算する。この場合において、1月未満の日数は1月とする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

の種類その他の事項を勘案して知事が定める期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。

2 第3条第2項の知事が特に必要があると認める占用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において別に占用料の額の最低額の下限の額を定めることができる。

(占用料の徴収方法)

第6条 (略)

(占用の開始の時期)

第7条 (略)

(占用料の返還)

第8条 (略)

(実施規定)

第9条 (略)

別表(第2条, 第5条関係)

占用物件		占用料		
		単位	所在地	
			区分	金額 (単位 円)
法第	第一種電柱	1本につき1	第一級地	<u>1,900</u>

(占用料の徴収方法)

第5条 (略)

(占用の開始の時期)

第6条 (略)

(占用料の返還)

第7条 (略)

(実施規定)

第8条 (略)

別表(第2条 関係)

占用物件		占用料		
		単位	所在地	
			区分	金額 (単位 円)
法第	第一種電柱	1本につき1	第一級地	<u>1,700</u>

32条第1項第1号に掲げる工作物		年	第二級地	<u>800</u>	
			第三級地	<u>570</u>	
			第四級地	<u>480</u>	
			第五級地	<u>430</u>	
			第一級地	<u>2,900</u>	
	第二種電柱		年	第二級地	<u>1,200</u>
				第三級地	<u>870</u>
				第四級地	<u>730</u>
				第五級地	<u>670</u>
				第一級地	<u>3,900</u>
	第三種電柱		年	第二級地	<u>1,700</u>
				第三級地	<u>1,200</u>
				第四級地	<u>990</u>
				第五級地	<u>900</u>
				第一級地	<u>3,900</u>

32条第1項第1号に掲げる工作物		年	第二級地	<u>730</u>	
			第三級地	<u>510</u>	
			第四級地	<u>420</u>	
			第五級地	<u>380</u>	
			第一級地	<u>2,600</u>	
	第二種電柱		年	第二級地	<u>1,100</u>
				第三級地	<u>790</u>
				第四級地	<u>650</u>
				第五級地	<u>580</u>
				第一級地	<u>3,500</u>
	第三種電柱		年	第二級地	<u>1,500</u>
				第三級地	<u>1,100</u>
				第四級地	<u>880</u>
				第五級地	<u>780</u>
				第一級地	<u>3,500</u>

	第一種電話柱	級地	
		第一級地	<u>1,700</u>
		第二級地	<u>710</u>
		第三級地	<u>510</u>
		第四級地	<u>430</u>
	第二種電話柱	第一級地	<u>2,700</u>
		第二級地	<u>1,100</u>
		第三級地	<u>810</u>
		第四級地	<u>680</u>
		第五級地	<u>620</u>
	第三種電話柱	第一級地	<u>3,700</u>
		第二級地	<u>1,600</u>
		第三級地	<u>1,100</u>

	第一種電話柱	級地	
		第一級地	<u>1,500</u>
		第二級地	<u>650</u>
		第三級地	<u>460</u>
		第四級地	<u>380</u>
	第二種電話柱	第一級地	<u>2,400</u>
		第二級地	<u>1,000</u>
		第三級地	<u>730</u>
		第四級地	<u>610</u>
		第五級地	<u>540</u>
	第三種電話柱	第一級地	<u>3,400</u>
		第二級地	<u>1,400</u>
		第三級地	<u>1,000</u>

	その他の柱類		第 四 級 地	<u>940</u>
			第 五 級 地	<u>850</u>
			第 一 級 地	<u>170</u>
			第 二 級 地	<u>71</u>
			第 三 級 地	<u>51</u>
			第 四 級 地	<u>43</u>
			第 五 級 地	<u>39</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	第 一 級 地	<u>17</u>
			第 二 級 地	7
			第 三 級 地	5
			第 四 級 地	4
			第 五 級 地	<u>4</u>
	地下に設ける電線その他の線類		第 一 級 地	<u>10</u>
第 二 級 地			4	

	その他の柱類		第 四 級 地	<u>830</u>
			第 五 級 地	<u>740</u>
			第 一 級 地	<u>150</u>
			第 二 級 地	<u>65</u>
			第 三 級 地	<u>46</u>
			第 四 級 地	<u>38</u>
			第 五 級 地	<u>34</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	第 一 級 地	<u>15</u>
			第 二 級 地	7
			第 三 級 地	5
			第 四 級 地	4
			第 五 級 地	<u>3</u>
	地下に設ける電線その他の線類		第 一 級 地	<u>9</u>
第 二 級 地			4	

			級地	
			第三級地	3
			第四級地	<u>3</u>
			第五級地	2
路上に設ける変圧器	1個につき1年	第一級地	<u>1,600</u>	
		第二級地	<u>700</u>	
		第三級地	<u>490</u>	
		第四級地	<u>420</u>	
		第五級地	<u>380</u>	
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	第一級地	<u>1,000</u>	
		第二級地	<u>430</u>	
		第三級地	<u>300</u>	
		第四級地	<u>260</u>	
		第五級地	<u>230</u>	

			級地	
			第三級地	3
			第四級地	<u>2</u>
			第五級地	2
路上に設ける変圧器	1個につき1年	第一級地	<u>1,500</u>	
		第二級地	<u>640</u>	
		第三級地	<u>450</u>	
		第四級地	<u>370</u>	
		第五級地	<u>330</u>	
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	第一級地	<u>920</u>	
		第二級地	<u>390</u>	
		第三級地	<u>270</u>	
		第四級地	<u>230</u>	
		第五級地	<u>200</u>	

変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	第一級地	<u>3,400</u>
		第二級地	<u>1,400</u>
		第三級地	<u>1,000</u>
		第四級地	<u>850</u>
		第五級地	<u>780</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱	第一級地	<u>1,400</u>
		第二級地	<u>600</u>
		第三級地	<u>420</u>
		第四級地	<u>360</u>
		第五級地	<u>330</u>
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	第一級地	<u>30,000</u>
		第二級地	<u>4,800</u>
		第三級地	<u>1,800</u>
		第四級地	<u>870</u>

変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	第一級地	<u>3,100</u>
		第二級地	<u>1,300</u>
		第三級地	<u>910</u>
		第四級地	<u>760</u>
		第五級地	<u>680</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱	第一級地	<u>1,300</u>
		第二級地	<u>550</u>
		第三級地	<u>380</u>
		第四級地	<u>320</u>
		第五級地	<u>280</u>
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	第一級地	<u>25,000</u>
		第二級地	<u>4,300</u>
		第三級地	<u>1,900</u>
		第四級地	<u>960</u>

	その他のもの	占 用 面 積 1 方 ー ル メ ー ト に き 1 年	級地	
			第 五 級地	<u>590</u>
			第 一 級地	<u>3,400</u>
			第 二 級地	<u>1,400</u>
			第 三 級地	<u>1,000</u>
			第 四 級地	<u>850</u>
法第 32 条 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 物 件	外径が 0.07 メートル未満 のもの	長 さ 1 メ ー ト ル に き 1 年	第 一 級地	<u>71</u>
			第 二 級地	<u>30</u>
			第 三 級地	<u>21</u>
			第 四 級地	<u>18</u>
			第 五 級地	<u>16</u>
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		第 一 級地	<u>100</u>
			第 二 級地	<u>43</u>

	その他のもの	占 用 面 積 1 方 ー ル メ ー ト に き 1 年	級地	
			第 五 級地	<u>670</u>
			第 一 級地	<u>3,100</u>
			第 二 級地	<u>1,300</u>
			第 三 級地	<u>910</u>
			第 四 級地	<u>760</u>
法第 32 条 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 物 件	外径が 0.07 メートル未満 のもの	長 さ 1 メ ー ト ル に き 1 年	第 一 級地	<u>64</u>
			第 二 級地	<u>27</u>
			第 三 級地	<u>19</u>
			第 四 級地	<u>16</u>
			第 五 級地	<u>14</u>
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		第 一 級地	<u>92</u>
			第 二 級地	<u>39</u>

	第三級地	<u>30</u>
	第四級地	<u>26</u>
	第五級地	<u>23</u>
外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	第一級地	<u>150</u>
	第二級地	<u>64</u>
	第三級地	<u>45</u>
	第四級地	<u>38</u>
	第五級地	<u>35</u>
外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	第一級地	<u>200</u>
	第二級地	<u>86</u>
	第三級地	<u>61</u>
	第四級地	<u>51</u>
	第五級地	<u>47</u>
外径が 0.2 メートル以上	第一級地	<u>300</u>

	第三級地	<u>27</u>
	第四級地	<u>23</u>
	第五級地	<u>20</u>
外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	第一級地	<u>140</u>
	第二級地	<u>59</u>
	第三級地	<u>41</u>
	第四級地	<u>34</u>
	第五級地	<u>30</u>
外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	第一級地	<u>180</u>
	第二級地	<u>78</u>
	第三級地	<u>55</u>
	第四級地	<u>45</u>
	第五級地	<u>41</u>
外径が 0.2 メートル以上	第一級地	<u>280</u>

	0.3メートル未満のもの	級地	
		第二級地	<u>130</u>
		第三級地	<u>91</u>
		第四級地	<u>77</u>
		第五級地	<u>70</u>
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	第一級地	<u>400</u>
		第二級地	<u>170</u>
		第三級地	<u>120</u>
		第四級地	<u>100</u>
		第五級地	<u>93</u>
外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	第一級地	<u>710</u>	
	第二級地	<u>300</u>	
	第三級地	<u>210</u>	
	第四級地	<u>180</u>	

	0.3メートル未満のもの	級地	
		第二級地	<u>120</u>
		第三級地	<u>82</u>
		第四級地	<u>68</u>
		第五級地	<u>61</u>
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	第一級地	<u>370</u>
		第二級地	<u>160</u>
		第三級地	<u>110</u>
		第四級地	<u>91</u>
		第五級地	<u>81</u>
外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	第一級地	<u>640</u>	
	第二級地	<u>270</u>	
	第三級地	<u>190</u>	
	第四級地	<u>160</u>	

法第32条第1項第3	自動運補助施設	法第225号に定める自動	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	第五級地	<u>160</u>
					第一級地	<u>1,000</u>
					第二級地	<u>430</u>
					第三級地	<u>300</u>
					第四級地	<u>260</u>
					第五級地	<u>230</u>
					第一級地	<u>2,000</u>
					第二級地	<u>860</u>
					第三級地	<u>610</u>
					第四級地	<u>510</u>
	第五級地	<u>470</u>				
	第一級地	<u>10</u>				
	第二級地	4				
	第三級地	3				

法第32条第1項第3	自動運補助施設	法第225号に定める自動	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	第五級地	<u>140</u>
					第一級地	<u>920</u>
					第二級地	<u>390</u>
					第三級地	<u>270</u>
					第四級地	<u>230</u>
					第五級地	<u>200</u>
					第一級地	<u>1,800</u>
					第二級地	<u>780</u>
					第三級地	<u>550</u>
					第四級地	<u>450</u>
	第五級地	<u>410</u>				
	第一級地	<u>9</u>				
	第二級地	4				
	第三級地	3				

号に掲げる施設		運装に於ける知対として置る線の類	行置よ檢の象し設す導その他線	その他のもの	級地	
					第 四 級地	<u>3</u>
					第 五 級地	2
					第 一 級地	<u>34</u>
					第 二 級地	<u>14</u>
					第 三 級地	<u>10</u>
					第 四 級地	<u>9</u>
					第 五 級地	<u>8</u>
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1 本につき 1 年	第 一 級地	<u>2,700</u>	
				第 二 級地	<u>1,100</u>	
				第 三 級地	<u>810</u>	
				第 四 級地	<u>680</u>	
				第 五 級地	<u>620</u>	
		その他の	上空に設	占用面積 1	第 一 級地	<u>1,700</u>

号に掲げる施設		運装に於ける知対として置る線の類	行置よ檢の象し設す導その他線	その他のもの	級地	
					第 四 級地	<u>2</u>
					第 五 級地	2
					第 一 級地	<u>31</u>
					第 二 級地	<u>13</u>
					第 三 級地	<u>9</u>
					第 四 級地	<u>8</u>
					第 五 級地	<u>7</u>
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1 本につき 1 年	第 一 級地	<u>2,400</u>	
				第 二 級地	<u>1,000</u>	
				第 三 級地	<u>730</u>	
				第 四 級地	<u>610</u>	
				第 五 級地	<u>540</u>	
		その他の	上空に設	占用面積 1	第 一 級地	<u>1,500</u>

	もの けるもの	平 方 メ ー ル つ き 1 年	第 二 級地	<u>710</u>
			第 三 級地	<u>510</u>
			第 四 級地	<u>430</u>
			第 五 級地	<u>390</u>
			第 一 級地	<u>1,000</u>
			第 二 級地	<u>430</u>
			第 三 級地	<u>300</u>
			第 四 級地	<u>260</u>
			第 五 級地	<u>230</u>
			下 設 る 地 に け る もの	第 一 級地
	第 二 級地	<u>1,400</u>		
	第 三 級地	<u>1,000</u>		
	第 四 級地	<u>850</u>		
	第 五 級地	<u>780</u>		

	もの けるもの	平 方 メ ー ル つ き 1 年	第 二 級地	<u>650</u>
			第 三 級地	<u>460</u>
			第 四 級地	<u>380</u>
			第 五 級地	<u>340</u>
			第 一 級地	<u>920</u>
			第 二 級地	<u>390</u>
			第 三 級地	<u>270</u>
			第 四 級地	<u>230</u>
			第 五 級地	<u>200</u>
			下 設 る 地 に け る もの	第 一 級地
	第 二 級地	<u>1,300</u>		
	第 三 級地	<u>910</u>		
	第 四 級地	<u>760</u>		
	第 五 級地	<u>680</u>		

			級地	
法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設	占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル つ き 1 年		第 一 級 地	<u>3,400</u>
			第 二 級 地	<u>1,400</u>
			第 三 級 地	<u>1,000</u>
			第 四 級 地	<u>850</u>
			第 五 級 地	<u>780</u>
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階 数 が 1 の もの	A に <u>0.004</u> を乗じて得た額	
		階 数 が 2 の もの	A に <u>0.006</u> を乗じて得た額	
		階 数 が 3 以 上 の もの	A に <u>0.007</u> を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		第 一 級 地	<u>15,000</u>
			第 二 級 地	<u>2,400</u>
			第 三 級 地	<u>900</u>
			第 四 級 地	<u>430</u>

			級地	
法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設	占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル つ き 1 年		第 一 級 地	<u>3,100</u>
			第 二 級 地	<u>1,300</u>
			第 三 級 地	<u>910</u>
			第 四 級 地	<u>760</u>
			第 五 級 地	<u>680</u>
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階 数 が 1 の もの	A に <u>0.005</u> を乗じて得た額	
		階 数 が 2 の もの	A に <u>0.008</u> を乗じて得た額	
		階 数 が 3 以 上 の もの	A に <u>0.01</u> を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		第 一 級 地	<u>13,000</u>
			第 二 級 地	<u>2,100</u>
			第 三 級 地	<u>930</u>
			第 四 級 地	<u>480</u>

	地下に設ける通路		級地	
			第五級地	<u>290</u>
			第一級地	<u>9,000</u>
			第二級地	<u>1,500</u>
			第三級地	<u>540</u>
			第四級地	<u>260</u>
	その他のもの		第一級地	<u>3,400</u>
			第二級地	<u>1,400</u>
			第三級地	<u>1,000</u>
			第四級地	<u>850</u>
			第五級地	<u>780</u>
法第32条第1	祭礼, 縁日その他の催しに際し, 一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル	第一級地	<u>300</u>
			第二級地	<u>48</u>

	地下に設ける通路		級地	
			第五級地	<u>330</u>
			第一級地	<u>7,600</u>
			第二級地	<u>1,300</u>
			第三級地	<u>560</u>
			第四級地	<u>290</u>
	その他のもの		第一級地	<u>3,100</u>
			第二級地	<u>1,300</u>
			第三級地	<u>910</u>
			第四級地	<u>760</u>
			第五級地	<u>680</u>
法第32条第1	祭礼, 縁日その他の催しに際し, 一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル	第一級地	<u>250</u>
			第二級地	<u>43</u>

項 第 号 に 掲 げ る 施 設 6		に つ き 1 日	第 三 級 地	<u>18</u>	
			第 四 級 地	<u>9</u>	
			第 五 級 地	<u>6</u>	
	その他のもの	占 用 面 積 1 平 方 ー メ ー ト ル に つ き 1 月	に つ き 1 日	第 一 級 地	<u>3,000</u>
				第 二 級 地	<u>480</u>
				第 三 級 地	<u>180</u>
				第 四 級 地	<u>87</u>
				第 五 級 地	<u>59</u>
道 路 法 施 行 令 （ 昭 和 27 年 政 令 第 479 号 以	看 板（ア ー チ で あ る も の を 除 く。）	一 時 的 に け も 設 る の	表 示 面 積 1 平 方 ー メ ー ト ル に つ き 1 月	第 一 級 地	<u>3,000</u>
				第 二 級 地	<u>480</u>
				第 三 級 地	<u>180</u>
				第 四 級 地	<u>87</u>
				第 五 級 地	<u>59</u>
				そ の	表 示

項 第 号 に 掲 げ る 施 設 6		に つ き 1 日	第 三 級 地	<u>19</u>	
			第 四 級 地	<u>10</u>	
			第 五 級 地	<u>7</u>	
	その他のもの	占 用 面 積 1 平 方 ー メ ー ト ル に つ き 1 月	に つ き 1 日	第 一 級 地	<u>2,500</u>
				第 二 級 地	<u>430</u>
				第 三 級 地	<u>190</u>
				第 四 級 地	<u>96</u>
				第 五 級 地	<u>67</u>
道 路 法 施 行 令 （ 昭 和 27 年 政 令 第 479 号 以	看 板（ア ー チ で あ る も の を 除 く。）	一 時 的 に け も 設 る の	表 示 面 積 1 平 方 ー メ ー ト ル に つ き 1 月	第 一 級 地	<u>2,500</u>
				第 二 級 地	<u>430</u>
				第 三 級 地	<u>190</u>
				第 四 級 地	<u>96</u>
				第 五 級 地	<u>67</u>
				そ の	表 示

下「令」という)7 。第条第号に掲げる物件		他のもの	面積1 方メートル につき1年	級地	<u>0</u>	
				第二級地	<u>4,800</u>	
				第三級地	<u>1,800</u>	
				第四級地	<u>870</u>	
				第五級地	<u>590</u>	
	標識			1本につき1年	第一級地	<u>2,700</u>
					第二級地	<u>1,100</u>
					第三級地	<u>810</u>
					第四級地	<u>680</u>
					第五級地	<u>620</u>
	旗ざお	祭礼, 日ののし際一時的設る 縁その他催にし, 時にけもの		1本につき1日	第一級地	<u>300</u>
					第二級地	<u>48</u>
					第三級地	<u>18</u>
					第四級地	<u>9</u>

下「令」という)7 。第条第号に掲げる物件		他のもの	面積1 方メートル につき1年	級地	<u>0</u>	
				第二級地	<u>4,300</u>	
				第三級地	<u>1,900</u>	
				第四級地	<u>960</u>	
				第五級地	<u>670</u>	
	標識			1本につき1年	第一級地	<u>2,400</u>
					第二級地	<u>1,000</u>
					第三級地	<u>730</u>
					第四級地	<u>610</u>
					第五級地	<u>540</u>
	旗ざお	祭礼, 日ののし際一時的設る 縁その他催にし, 時にけもの		1本につき1日	第一級地	<u>250</u>
					第二級地	<u>43</u>
					第三級地	<u>19</u>
					第四級地	<u>10</u>

				第五級地	<u>6</u>
	その他のもの	1本につき1月		第一級地	<u>3,000</u>
				第二級地	<u>480</u>
				第三級地	<u>180</u>
				第四級地	<u>87</u>
				第五級地	<u>59</u>
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼, 日のし際の設る縁その他催にし, 時にけもの	その面積1平方メートルにつき1日		第一級地	<u>300</u>
				第二級地	<u>48</u>
				第三級地	<u>18</u>
				第四級地	<u>9</u>
				第五級地	<u>6</u>
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月		第一級地	<u>3,000</u>
				第二級地	<u>480</u>
				第三級地	<u>180</u>

				第五級地	<u>7</u>
	その他のもの	1本につき1月		第一級地	<u>2,500</u>
				第二級地	<u>430</u>
				第三級地	<u>190</u>
				第四級地	<u>96</u>
				第五級地	<u>67</u>
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼, 日のし際の設る縁その他催にし, 時にけもの	その面積1平方メートルにつき1日		第一級地	<u>250</u>
				第二級地	<u>43</u>
				第三級地	<u>19</u>
				第四級地	<u>10</u>
				第五級地	<u>7</u>
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月		第一級地	<u>2,500</u>
				第二級地	<u>430</u>
				第三級地	<u>190</u>

				級地	
				第 四 級地	<u>87</u>
				第 五 級地	<u>59</u>
アーチ	車を断るの 道横すも	1基につき1 月	第 一 級地	<u>30,000</u>	
			第 二 級地	<u>4,800</u>	
			第 三 級地	<u>1,800</u>	
			第 四 級地	<u>870</u>	
			第 五 級地	<u>590</u>	
	その 他の もの		第 一 級地	<u>15,000</u>	
			第 二 級地	<u>2,400</u>	
			第 三 級地	<u>900</u>	
			第 四 級地	<u>430</u>	
			第 五 級地	<u>290</u>	
令第7条第2号に掲げる工作物		占 用 面積 1	第 一 級地	<u>3,400</u>	

				級地	
				第 四 級地	<u>96</u>
				第 五 級地	<u>67</u>
アーチ	車を断るの 道横すも	1基につき1 月	第 一 級地	<u>25,000</u>	
			第 二 級地	<u>4,300</u>	
			第 三 級地	<u>1,900</u>	
			第 四 級地	<u>960</u>	
			第 五 級地	<u>670</u>	
	その 他の もの		第 一 級地	<u>13,000</u>	
			第 二 級地	<u>2,100</u>	
			第 三 級地	<u>930</u>	
			第 四 級地	<u>480</u>	
			第 五 級地	<u>330</u>	
令第7条第2号に掲げる工作物		占 用 面積 1	第 一 級地	<u>3,100</u>	

	平方メートルにつき1年	第二級地	<u>1,400</u>
		第三級地	<u>1,000</u>
		第四級地	<u>850</u>
		第五級地	<u>780</u>
令第7条第3号に掲げる施設		Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき1月	第一級地	<u>3,000</u>
		第二級地	<u>480</u>
		第三級地	<u>180</u>
		第四級地	<u>87</u>
		第五級地	<u>59</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		第一級地	<u>340</u>
		第二級地	<u>140</u>
		第三級地	<u>100</u>
		第四級地	<u>85</u>

	平方メートルにつき1年	第二級地	<u>1,300</u>
		第三級地	<u>910</u>
		第四級地	<u>760</u>
		第五級地	<u>680</u>
令第7条第3号に掲げる施設		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき1月	第一級地	<u>2,500</u>
		第二級地	<u>430</u>
		第三級地	<u>190</u>
		第四級地	<u>96</u>
		第五級地	<u>67</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		第一級地	<u>310</u>
		第二級地	<u>130</u>
		第三級地	<u>91</u>
		第四級地	<u>76</u>

			級地	
			第五級地	<u>78</u>
令 第 七 条 第 八 号 に 掲 げ る 施 設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占 用 面 積 1 方 メ ー ル つ 年 に き	第一級地	A に <u>0.008</u> を乗じた をじ得額
			第二級地	A に <u>0.009</u> を乗じた をじ得額
			第三級地	A に <u>0.012</u> を乗じた をじ得額
			第四級地	A に <u>0.014</u> を乗じた をじ得額
			第五級地	A に <u>0.017</u> を乗じた をじ得額

			級地	
			第五級地	<u>68</u>
令 第 七 条 第 八 号 に 掲 げ る 施 設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占 用 面 積 1 方 メ ー ル つ 年 に き	第一級地	A に <u>0.011</u> を乗じた をじ得額
			第二級地	A に <u>0.014</u> を乗じた をじ得額
			第三級地	A に <u>0.016</u> を乗じた をじ得額
			第四級地	A に <u>0.019</u> を乗じた をじ得額
			第五級地	A に <u>0.023</u> を乗じた をじ得額

	上空に設けるもの		A に <u>0.017</u> を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	A に <u>0.004</u> を乗じて得た額	
		階数が2のもの	A に <u>0.006</u> を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	A に <u>0.007</u> を乗じて得た額	
	その他のもの		A に <u>0.025</u> を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		第一級地	A に <u>0.01</u> を乗じて得た額
			第二級地	A に <u>0.012</u> を乗じて得た額
			第三級地	A に <u>0.015</u> を乗じて得た額

	上空に設けるもの		A に <u>0.023</u> を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	A に <u>0.005</u> を乗じて得た額	
		階数が2のもの	A に <u>0.008</u> を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	A に <u>0.01</u> を乗じて得た額	
	その他のもの		A に <u>0.033</u> を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		第一級地	A に <u>0.011</u> を乗じて得た額
			第二級地	A に <u>0.014</u> を乗じて得た額
			第三級地	A に <u>0.016</u> を乗じて得た額

			第 四 級地	A に 0.019 乗てた を じ得額
			第 五 級地	A に <u>0.022</u> 乗てた を じ得額
			第 一 級地	A に <u>0.007</u> 乗てた を じ得額
			第 二 級地	A に <u>0.009</u> 乗てた を じ得額
			第 三 級地	A に <u>0.011</u> 乗てた を じ得額
	その他のもの			

			第 四 級地	A に 0.019 乗てた を じ得額
			第 五 級地	A に <u>0.023</u> 乗てた を じ得額
			第 一 級地	A に <u>0.008</u> 乗てた を じ得額
			第 二 級地	A に <u>0.01</u> 乗てた を じ得額
			第 三 級地	A に <u>0.012</u> 乗てた を じ得額
	その他のもの			

			第四級地	A に <u>0.014</u> を乗じて得た額
			第五級地	A に <u>0.015</u> を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		A に <u>0.022</u> を乗じて得た額	
	その他のもの		第一級地	A に <u>0.007</u> を乗じて得た額
			第二級地	A に <u>0.009</u> を乗じて得た額
			第三級地	A に <u>0.011</u> を乗じて得た額
			第四級地	A に <u>0.014</u>

			第四級地	A に <u>0.013</u> を乗じて得た額
			第五級地	A に <u>0.016</u> を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		A に <u>0.023</u> を乗じて得た額	
	その他のもの		第一級地	A に <u>0.008</u> を乗じて得た額
			第二級地	A に <u>0.01</u> を乗じて得た額
			第三級地	A に <u>0.012</u> を乗じて得た額
			第四級地	A に <u>0.013</u>

				乗てた をし得額
		第五級地	A <u>0.015</u>	に 乗てた をし得額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	第一級地	A <u>0.01</u>	に 乗てた をし得額
		第二級地	A <u>0.012</u>	に 乗てた をし得額
		第三級地	A <u>0.015</u>	に 乗てた をし得額
		第四級地	A 0.019	に 乗てた をし得額

				乗てた をし得額
		第五級地	A <u>0.016</u>	に 乗てた をし得額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	第一級地	A <u>0.011</u>	に 乗てた をし得額
		第二級地	A <u>0.014</u>	に 乗てた をし得額
		第三級地	A <u>0.016</u>	に 乗てた をし得額
		第四級地	A <u>0.019</u>	に 乗てた をし得額

		第五級地	A に <u>0.022</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に <u>0.022</u> を乗じて得た額	
	その他のもの	A に <u>0.031</u> を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具		A に <u>0.025</u> を乗じて得た額	
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	第一級地	A に <u>0.01</u> を乗じて得た額
		第二級地	A に <u>0.012</u> を乗じて得た額
		第三級地	A に <u>0.015</u> を乗じて得た額
		第四級地	A に <u>0.019</u> を乗

		第五級地	A に <u>0.023</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に <u>0.023</u> を乗じて得た額	
	その他のもの	A に <u>0.033</u> を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具		A に <u>0.033</u> を乗じて得た額	
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	第一級地	A に <u>0.011</u> を乗じて得た額
		第二級地	A に <u>0.014</u> を乗じて得た額
		第三級地	A に <u>0.016</u> を乗じて得た額
		第四級地	A に <u>0.019</u> を乗

			じ 得 額	て た
		第 五 級地	A に <u>0.022</u> を	に 乗 て た 得 た 額
	上空に設けるもの		A に <u>0.022</u> を乗 じて得た額	
	その他のもの		A に <u>0.031</u> を乗 じて得た額	
	令第 7 条第 14 号に掲げる施設		A に <u>0.031</u> を乗 じて得た額	

			じ 得 額	て た
		第 五 級地	A に <u>0.023</u> を	に 乗 て た 得 た 額
	上空に設けるもの		A に <u>0.023</u> を乗 じて得た額	
	その他のもの		A に <u>0.033</u> を乗 じて得た額	
	令第 7 条第 14 号に掲げる施設		A に <u>0.033</u> を乗 じて得た額	